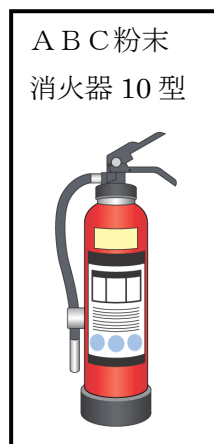


『平成26年8月1日』から イベント等で火気器具を使用する場合は、 **消火器**の準備が必要になります！

火災予防条例が改正され、不特定多数の者の集合する催しで火気器具を使用する場合は、**消火器の準備**と**消防本部への届出**が義務となります。



と



が必要です。

① 対象となる催しについて

祭礼、縁日、花火大会及び展示会のように、一定の社会的広がりを持つ催しで、火気器具を使用する露店等を開設する場合は対象となります。

※ 近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会、地区住民だけの祭りのように相互に面識がある者が参加する催しなど、集合する者の範囲が個人的なつながりにとどまる場合は、対象となりません。

② 対象となる火気器具について

燃料の種類にかかわらず、ガスコンロ、ストーブ及び発電機などが対象となります。

③ 消火器について

原則、ひとつの火気器具に対し消火器が1本必要です。ただし、一のテント内に複数の火気器具等があり、使用者が異なる場合であっても、複数の使用者が協力して有効に初期消火を行える場合には、共同して消火器を準備することができます。

④ 届出について

上記①の催しで露店を開設する場合は、4日前までに露店等の配置図を添付したものを美作市消防本部予防課まで届け出て下さい。

※「露店等の開設届出書」は美作市ホームページの様式ダウンロードから入手できます。

火災予防条例の一部改正 Q & A

【火気器具等を使用する催しに対する消火器の準備及び露店等の開設届について】

Q 1

一般的に火を使用することを目的として販売された器具（バーベキューコンロ等）等ではなく、ドラム缶等を加工して炭で調理を行う器具等も火気器具に該当しますか。

A 1

火気器具とは、気体燃料、液体燃料若しくは固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具をいいます。そのため、質問の内容は固体燃料を使用する器具に当てはまりますので火気器具に該当します。

Q 2

消火器の準備が必要となるものは必ず露店の開設届が必要になるのですか。

A 2

露店で火気器具を使用する場合は露店の開設届が必要となります。ただし、火気器具を使用する露店がなく、会場の照明のためだけに発電機を使用するものは発電機に対して消火器は必要になりますが、露店の開設届は必要ありません。

Q 3

露店の開設届は誰が提出しなければならないのですか。

A 3

本来は露店を出す人が提出しなければなりませんが、露店を出す人が複数（露店業者と地域住民等）であり、各露店の出店状況を把握できる場合は、主催者が一括して提出することができます。

Q 4

消火器はどのようなものが必要ですか。また、誰が準備するのですか。

A 4

「住宅用」や「エアゾール式」の消火器ではなく、「業務用」のABC粉末消火器 10 型以上の準備が必要です。

消火器は、原則として、火気器具を取り扱う者が準備する必要があります。

※ 点検の義務はありませんが、腐食や破損がない等、適切な消火器の準備が必要です。

問い合わせ先

美作市消防本部予防課

0 8 6 8 - 7 2 - 2 6 0 2